

## ゼロカーボンシティの推進に関する連携協定書

久喜市（以下「甲」という。）、一般社団法人C2X（以下「乙」という。）は、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、久喜市におけるゼロカーボンシティの推進に関する事項を甲及び乙で協議し、脱炭素社会・循環型社会の実現を通じた地域課題の解決に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1）資源・エネルギーの地産地消の推進に関すること
- （2）脱炭素を通じた地域課題の解決に関すること
- （3）地域環境・地球環境の保全に関すること
- （4）上記を始めとした「ゼロカーボンシティ」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### （協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何ら損害の賠償を求めることはできない。

### （協定の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

### （疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年10月30日

甲 埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

梅田修一

乙 東京都千代田区岩本町1丁目9番8号

第三F Kビル6階

一般社団法人C2X

代表理事

石垣祥次郎